

# 宿泊税制度変更に関するQ & A

(令和6年6月)

## 目次

1	宿泊料金について .....	1
2	新制度の開始日について .....	2
3	申告について .....	3

## 1 宿泊料金について

### Q 1 宿泊料金とは

これまでと違い“宿泊料金が5,000円未満”の判定が少々難しくなるが、「宿泊料金」について詳しく知りたい。

A 宿泊料金とは、宿泊される方が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額で、いわゆる「素泊まり料金」とそれにかかるサービス料のことです。食事代、消費税等の租税は除いた金額となります。

(詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引」の6ページから10ページをご確認ください。)

### Q 2 5,000円未満とは

1人1泊につき税抜き5,000円未満であれば宿泊税が免除ということは、税抜き5,000円では200円が課税され、税抜き4,999円以下では課税されないということか。

A ご質問のとおり、食事代、消費税等を含まないいわゆる素泊まりの金額が5,000円以上であれば200円が課税され、4,999円以下であれば課税されません。

**Q 3 1人1泊の宿泊料金が不明な場合の取扱い**

1室あたりで宿泊料金を設定している場合、どのように計算するのか。

A 1室・1棟を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1室・1棟当たりの1泊の宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を1人当たりの宿泊料金とします。

(詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引」8ページ、9ページをご確認ください。)

**Q 4 清掃代を強制料金としている場合の取扱い**

清掃代を頂いているが、宿泊料金に含まれるのか。

また、連泊の場合、宿泊料金をどのように算出するのか。

A 宿泊料金には、いわゆる宿泊料のほか、宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代、寝具代、入浴料、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等を含みます。そのため、宿泊料金とは別に清掃代を徴収する場合は、その清掃代を加算した金額を宿泊料金とします。

また、連泊の場合、その清掃料金を宿泊数で按分して1泊当たりの宿泊料金を算出します。(「宿泊税特別徴収事務の手引」10ページ **例12**)

## 2 新制度の開始日について

**Q 5 9月と10月をまたぐ宿泊の場合の取扱い**

10月1日宿泊分から新制度になるとありますが、連泊でその月をまたぐ場合、9月30日宿泊分までは旧制度、10月1日宿泊分からは新制度となるということによろしいか。

A お見込みのとおりで、宿泊される期間が9月と10月とをまたぐ場合は、9月30日宿泊分までは旧制度、10月1日宿泊分からは新制度で徴収、申告納入等をお願いします。

**Q 6 令和6年9月30日以前の予約の取扱い**

新制度開始前の予約についてはどのように取り扱うのか。

- A 新制度開始前の予約の場合、予約時点での旧制度を適用するのではなく、宿泊日によって旧制度か新制度かを判断していただくこととなります。予約時点で宿泊税を含め事前決済している場合など、支払い方法によっては宿泊者へ返金の必要があることが想定されますので、ご対応をお願いします。

**3 申告について**

**Q 7 課税免除対象宿泊数の申告に関する取扱い**

課税免除となった宿泊数を日ごとに計上するのが難しい。申告書や月計表への記載を省略することはできるか。

- A 1人1泊5,000円未満の宿泊料金で課税免除となった宿泊数については、納入申告書及び月計表の「課税対象外」の欄に記入し、ご提出をお願いします。これは、適正かつ公正な税制度の維持のため、特別徴収義務者の方には課税対象外の宿泊数も含めて、宿泊数等を的確に把握していただく必要があるためです。

また、宿泊税納入申告書に添付していただいている宿泊税月計表は、宿泊施設で作成・保管をする帳簿や売上傳票との整合性を確保するため、日ごとに税率別の課税対象宿泊数と課税対象外宿泊数の記載をお願いしているものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、記載事項が宿泊税月計表と同様であれば、様式は問いません。